

## 令和2年度 都市計画税の用途について

### 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。  
都市計画事業とは、都市計画施設（道路・駐車場等の交通施設、公園・緑地等の公共空地、上下水道・汚物処理場等の供給施設又は処理施設）の整備に関する事業及び市街地開発事業です。  
都市計画税を納める人は、都市計画法による都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者です。  
税率は、土地又は家屋の課税標準額の1000分の3です。

(歳入)

都市計画税収入見込額	279,240 千円
------------	------------

(歳出) [充当事業]

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国(県)支出金	市債	その他		うち都市計画税 充当額
大池総合公園改修事業	45,500	18,500	24,300	0	2,700	2,700
都市計画事業債の償還	1,152,553	0	0	757,384	395,169	250,090
下水道の整備	590,100	270,250	273,500	16,100	30,250	26,450
合計	1,788,153	288,750	297,800	773,484	428,119	279,240